

造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成金交付事業

1 趣旨

小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、さい帯血移植をいう。自家移植は除く）により、移植前に接種した定期予防接種ワクチンによる免疫の消失が想定され、ワクチン再接種が必要と医師が認めた 20 歳未満の者を対象として、予算の範囲内でワクチン再接種費用の助成金を交付する。

2 事業の必要性

造血細胞移植を受けた患者は移植前に自然感染や予防接種によって得られた免疫能が低下若しくは消失するためにワクチンの再接種によって、発症の予防又は症状の軽減が期待できる。しかし再接種は原則自費の任意接種となり、全ての定期予防接種を任意で接種した場合約 26 万円かかり、家族等の経済的な負担が大きい。そこで、小児がん等で造血細胞移植を受けた患者が必要なワクチンの再接種を受けやすくするために、経済的な負担軽減を行うとともに、感染症の発生及びまん延の防止を図っていく。

3 実施主体及び補助率 実施主体：市町村 県補助率：1/2 以内

長野県では、本年度 6 月議会において、再接種の助成をする市町村に対して県が補助する「造血細胞移植後のワクチン再接種費用助成事業補助金」が新設された。

ワクチン再接種費用の合計額に 9/10(定期予防接種交付税措置割合)を乗じた額と市町村における補助事業の実支出額を比較して少ない方の 1/2 を乗じた額

4 助成対象者：次の要件に全て該当する者

- (1) 小児がん等の治療を目的とした造血細胞移植により移植前に接種した予防接種法 第 2 条第 2 項に定められた疾病に係る予防接種ワクチンによる免疫の消失が想定され、ワクチン再接種が必要と医師が認める者
- (2) 当該予防接種（平成 31 年 4 月 1 日以降のワクチン再接種に限る。）を受ける日において、20 歳未満であり、佐久市内に住所を有する者

5 対象予防接種：次の要件に全て該当するものとし、接種費用には抗体検査や医師が記載する理由書などの文書料は含まない。

- (1) 予防接種法第 2 条第 2 項で定められた疾病に係る予防接種であること。
- (2) 予防接種実施規則の規定のワクチンであること。
- (3) 造血細胞移植前に予防接種法実施規則及び予防接種法施行規則の規定に基づき実施された予防接種ワクチンの免疫が造血細胞移植により消失した可能性が高く、ワクチン再接種が必要と医師が認める予防接種であること。

6 交付額算出方法

この補助金の交付額は、医療機関へ支払った予防接種料（消費税を含む）とし、当該予防接種料はワクチン再接種した日の属する年度において佐久市が一般財団法人長野県医師会と契約した「予防接種市町村間相互乗入れ業務委託契約」の委託単価を上限とする。